

## 有期契約労働者の企業内における位置づけに関する整理(案)

### 高度技能活用型

事 1.0% 個 4.4%

異動・転勤あり
事 13. 2%
個 24. 4%
昇進あり
事 14. 1%
個 16. 3%

### 正社員

### 同様職務型・別職務同水準型

事 (28.3+13.1)% 個 (36.4+17)%

異動・転勤あり
同様職務型 事 26. 8%
別職務・同水準型 個 21. 5%
昇進あり
同様職務型 事 20. 9%
別職務・同水準型 個 17. 0%

昇進あり
同様職務型 事 19. 8%
別職務・同水準型 個 15. 5%
昇進あり
同様職務型 事 19. 1%
別職務・同水準型 個 15. 8%

### 日雇

### 軽易職務型

事 54. 4% 個 39. 0%

異動・転勤あり	事 16. 9%	個 11. 6%
昇進あり	事 14. 3%	個 14. 8%

(注)「事」は、平成21年有期労働契約に関する実態調査(事業所)、「個」は、同調査(個人)より引用



## 正規労働者と有期契約労働者の位置づけに関する論述

注：各文献の一部の内容を抜粋・要約

### 1 菅野和夫『新・雇用社会の法〔補訂版〕』（有斐閣）（平成16年3月）

#### <我が国の雇用社会のしくみと変化>

- ・ 我が国の雇用社会において長らく中心的システムとなってきたのは、「長期雇用システム」。長期雇用システムでは、企業組織の中核的労働力を長期的に育成し活用する労働者と位置付け、これに「正社員」ないし「正規従業員」としての身分を与える。
- ・ 正社員の労働関係は期間の定めのない労働契約であって解雇権は相当厳格に規制され、長期勤続に対応した待遇などの点で特色。
- ・ 一方、正社員のような長期勤続を予定されず、雇用保障と経済的待遇において正社員と区別される非典型雇用労働者（パート、契約社員、アルバイト、期間工等）が存在し、長期雇用システムの仕組みの枠外にありつつその仕組みを補完する機能を果たしてきた。
- ・ （近年の）雇用社会の変化として、長期雇用システムの規模ないし適用範囲は縮小する反面、非典型雇用労働者の割合は増加し、長期雇用システムの周辺の多様な雇用形態の拡大という傾向を示している。

#### <非典型雇用労働者>

- ・ 企業は、企業内で調達しにくい技能労働者を調達するため契約社員を雇用したり、業務の臨時性や繁閑にする手段として臨時やパート労働者を雇用する場合も存在する。しかし、多くのケースにおいては、企業は非典型雇用労働者を、雇用を打ち切るのが正社員よりはるかに容易であるという雇用の柔軟性の故に、あるいは人件費コストの低廉さの故に、雇用していると言える。他方では、（労働者の側でも）非典型雇用労働者の形態を任意に選択してそれに就いている者も相当多い。

#### <期間雇用労働者>

- ・ 期間の定めのある雇用形態の労働者は、長期雇用システム下の労働者とは明確に区別され、賃金の体系・形態などにおいて別個の取り扱いを受けるのが普通。
- ・ 我が国では、有期労働契約の締結・更新拒否等は当事者の自由にゆだね、期間上限を設定するという法制の下で、期間雇用労働者は、多様な目的・態様で使用され、労働力の調達・調整や人件費の削減に利用されてきた。我が国雇用システムの柔軟性の重要な一側面を形成。

2 佐藤博樹『パート・契約・派遣・請負の人材活用（第2版）』（日本経済新聞社）（平成20年11月）

- ・企業は、市場の不確実性増大への対応や迅速な事業展開の推進、総人件費の削減などのために、新しい人材活用戦略を導入しつつある。  
企業内部の長期の人才資源投資を前提に育成されるコア人材としてのフルタイム勤務の正社員を縮小し、他方でパート社員、契約社員などいわゆる非典型社員の雇用を拡大するとともに、外部社員（派遣等）の活用を拡大するなど。さらに、従来型の正社員の活用も多様化するため、企業は、勤務時間や勤務場所、労働時間の選択肢を増やし、社員の雇用区分を多元化している。
- ・人事管理の課題の一つは、人事戦略と業務内容に応じて、正社員、非典型社員、外部社員などを合理的に組み合わせて活用すること。
- ・正社員・非正社員の二元的な理解とは異なり、企業における人材活用は多元化している。正社員の雇用区分が多元化しているだけでなく、有期の社員の雇用区分の多元化している。また、非正社員の中に、正社員と同じような働き方をしている人が出現。
- ・人事管理の新しい課題は、正社員・非正社員の間にある固定的なイメージを取り除き、仕事やキャリアの実態に基づいて雇用区分を再編成することにある。

3 佐藤博樹・佐野嘉秀・原ひろみ「雇用区分の多元化と人事管理の課題—雇用区分間の均衡処遇」（日本労働研究雑誌 平成15年9月号）

III 3 (1) 正社員と非正社員の雇用区分の特徴

- ・正社員の雇用区分の特徴は、  
①雇用期間に定めがなく、  
②仕事の範囲や勤務地が限定されず、  
③管理職を主な職種のひとつとし、第2次考課者以上のポジションへ昇進可能で、  
④長期的な視点から計画的に幅広い技能を習得させる方針をとり、  
⑤技能や職務遂行能力を基本給の主な決定基準とする月給制が適用されるもの、  
である。
- ・非正社員の雇用区分の特徴は、  
①有期の雇用契約を結ぶものの通常は契約更新され、  
②仕事の範囲や勤務地が契約上あるいは実態として限定されており、  
③管理職的なポジションには従事せず、  
④定型業務をこなせる程度に技能を習得させ、  
⑤市場の賃金相場を基本給の主な決定基準とする時間制が適用されているもの、  
である。